

○内閣府令第 号  
経済産業省

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第三項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第三十四条の規定に基づき、中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

経済産業大臣 梶山 弘志

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（

平成二十四年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。  
経済産業省

様式第一中「㉔」及び「㉕」を削る。

様式第二及び様式第三中「㉔」を削る。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。